

「起業家支援財団奨学金／第10期生募集」 奨学金給付のFAQ（よくある質問）

1 公益財団法人 起業家支援財団について

Q1 起業家支援財団とは何をするところですか。

A1 起業家支援財団の設立目的は、「起業家精神を持つ有為な人材を次々と社会に数多く輩出し、自己責任の下に行動する人材が社会をリードしていく社会をつくりあげ、もって神奈川県の実業の発展に寄与すること」です。

このため、具体的な事業としては、この「奨学金給付」の他、新規創業及び第二創業に挑戦するベンチャー起業家を対象としたセミナーの企画実施、起業や経営に関するコンサルティング業務、小学生・中学生・高校生・大学生等及び社会人を対象としたアントレプレナー教育の実施、優れたベンチャー起業家の表彰、アントレプレナー教育に関する調査及び研究などを展開していきます。

Q2 「起業家精神」とは何ですか。

A2 社会における自らの責任と役割を認識し、社会に積極的に働きかけていく姿勢であり、それは、自己に厳しく、常に変革を意識し、創造性を心がけ、自己責任のもとに行動することで培われるものであると、私たちは考えています。当財団では、こうした起業家精神を持った有為な人材が次々と数多く社会に巣立っていけるように奨学生を対象にした「支援プログラム」を提供しておりますが、このような起業家精神をもった人物を育むことを「アントレプレナー教育」といっております。

2 応募にあたって

Q3 この奨学金の応募資格は何ですか。

A3 “将来、事業を起こすこと”を目指している大学生・大学院生・高等専門学校生・専修学校生・各種学校生（以下、学生という）です。次に挙げる項目のどちらかを満たせば、どなたでも応募できます。

(1) 神奈川県内の大学・大学院・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する学生

(2) 神奈川県内在住で他都道府県の大学・大学院・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する学生

(3) 神奈川県の産業振興を志す学生等 （神奈川県外からの応募も可）

Q4 高等専門学校・専修学校・各種学校の学生が応募する場合、誰でも応募できるのですか。

A4 以下の要件を満たして、将来、事業を起こすことを目指している方であれば、どなたでも応募できます。

高等専門学校生は四年次以上を、専修学校の専門課程を履修する方を対象とします。なお、専修学校の専門課程は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教

授を目的とする修業年限二年以上の専門課程で文部科学省令で定められているものに限りです。

各種学校は文部科学省令で定める修業年限一年以上のものに在籍している方に限りです。

Q5 この奨学金の金額と支給期間を教えてください。

A5 第10期奨学生には、2017年4月から1年間、大学、大学院生に年間総額36万円、高等専門学校、専修学校、各種学校生には年間24万円の奨学金を本人に直接支給します。奨学金を給付する期間は、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する1年間とします。ただし、継続して支給する場合は、選考を経て、在籍する最大3年まで支給することができます。

Q6 海外からの留学生は応募できますか。

A6 A3に記した応募資格に該当する方で、日本の大学等で十分に勉学に取り組み、日本語でのコミュニケーションが取れる方であれば、海外からの留学生も応募可能です。

Q7 社会人学生は応募できますか。また、年齢制限はありますか。

A7 A3に記した応募資格に該当する方であれば、社会人学生の方でも応募可能です。また年齢制限もありません。

Q8 すでに起業し事業を進めています。この奨学金に応募することはできますか。

A8 はい、できます。奨学金を支給する期間に大学・大学院・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍していれば応募していただけます。

Q9 複数名でのプロジェクトを予定しています。その場合、応募はどのようになりますか。

A9 複数名でプロジェクトの場合は、そのプロジェクトに関わるいずれか1人が代表して応募してください。つまり、1プロジェクトに対し、1名の方に奨学金を支給することになります。

Q10 大学推薦は必要ですか。

A10 大学推薦は必要ありません。なお、奨学生として採用された際には、在学および進級したことを確認させていただくために、2017年4月時点の在学証明書を財団事務局に提出いただけます。

Q11 他の奨学金制度との併用は可能ですか。

A11 他の奨学金制度との併用は可能です。ただし、併用しようとする当財団以外の奨学金制度が、他の奨学金制度との併用を制限している場合がありますので、よく調べた上で応募してください。

Q12 この奨学金に返還義務がありますか。また、奨学金の支給が休止または停止されたり、返還が求められることがありますか。

A12 この奨学金に返還義務はありません。奨学生には当財団が提供する支援プログラム

への参加、レポートの提出、近況報告などをしていただきます。それらを怠った場合や、休学・退学した場合、または停学などの学内処分を受けた場合には、奨学金の支給を休止または停止することがあります。退学処分を受けた場合などには、支給した奨学金の返還を求めることがあります。

3 奨学生を対象にした「支援プログラム」について

Q13 起業家支援財団の「奨学金給付」の目的は何ですか。

A13 この「奨学金給付」は、選考委員会の選考審査に合格した奨学生に奨学金を支給するとともに、起業・経営に必要な知識や情報、ネットワークを獲得する機会の提供と指導・助言などを行います。自分を磨き、事業を創り出すことを真剣に考える将来のアントレプレナーたる人物に向けた起業準備・実学研究を支援することを目的に実施するものです。

当財団理事長 松井利夫は、25歳で創業し、4 畳半一間の事務所から、グループ企業 4 社を率いる株式会社アルプス技研（東京証券第 1 部上場、資本金 23 億円）に発展させた創業者です。この「奨学金給付」は、起業を目指す若者たちに自己ときちんと向き合う時期を充実したものにしてほしいという願いをもって、松井理事長が創設するものです。

Q14 奨学生に提供される支援プログラムとはどんなものですか。

A14 支援プログラムは、理事長を始めとする先輩起業家との懇談会、交流会、ワークショップ、研修、個人面談などの支援プログラムを通して起業・経営に必要な知識や情報、ネットワークを獲得する機会の提供と指導・助言などを行います。ただし、支援プログラムのすべてが無料とは限りません。奨学生を対象にした支援プログラムとして「学生起業塾」を年間おおむね 6 回実施し、そのうち 8 割以上の参加を義務付けています。イベントはその都度に案内しますので、ご参加に留意してください。

4 選考について

Q15 応募の際の提出書類はどのようなものですか。

A15 提出書類は、(1) 奨学生願書 (2) 起業・ビジネスプランの 2 つです。

(1) 奨学生願書は HP からダウンロードしていただくか、事務局に資料請求してください。

(2) 応募者自身による〈起業・ビジネスプラン〉をご提出いただきます。書式は自由です（A4 用紙に統一）が、次の項目は必ず記載してください。

- ① 〈起業・ビジネスプラン〉のタイトル
- ② 事業概要（200 字程度に要約したもの）
- ③ 事業内容（製品・サービス・市場・競合など）
- ④ 財務データ予測（資本政策・資金計画・財務諸表など）

また、〈起業・ビジネスプラン〉には表紙を付してください。表紙には上記の①〈起業・ビジネスプラン〉のタイトル、②事業概要、と応募者の氏名を記載してください。

なお、提出された起業プランは、当財団奨学生の選考のためのみに使用し、外部に

は一切開示せず、秘密を保持します。ただし、奨学生として採択された場合には、当財団 WEB サイト等に氏名、＜起業・ビジネスプランのタイトル＞、事業概要を掲載させていただきます。また、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

Q16 事業内容はどの程度書く必要がありますか。

A16 製品、サービス、市場、競合、優位性、実現方法、活動計画、課題などについて項目を立てて書いてください。事業を提案するに至った背景、ミッション、目標なども書いていただけるとよりよいと思います。単なるアイデアではなく、実際に起業することを想定して事業内容としてまとめてください。

Q17 財務データ予測はどの程度書く必要がありますか。

A17 少なくとも 3 カ年を目途に計画を立ててください。収入、経費、資金計画などについて考察し、まとめてください。

Q18 選考のプロセスはどのようになっていますか。

A18 選考プロセスはおおよ次のとおりです。

出願（2016年10月31日締切）

↓

一次審査：書類審査（11月～12月）

↓

二次審査：面接審査（2017年1月下旬予定）

↓

採用決定（2017年2月末）

Q19 選考で重視されることは何ですか。

A19 提出書類に示された起業・ビジネスプランはもちろんのこと、起業に対する意思や姿勢、チャレンジ精神の高さなどを書類審査や個人面接を通して総合的に判断し選考します。

Q20 提出する＜起業・ビジネスプラン＞についてうかがいます。私は将来、自分の会計事務所を開業したいという夢があります。会計事務所開業のプランは採用されるのでしょうか。

A20 単に会計事務所を開業するというプランでは奨学生として採用されるのは難しいでしょう。そこでどんな目的をもった事業を展開したいのか、従来型の会計事務所と何が違うのか、事業の目的を実現するためにどのように資金調達するのかなどについて、できる限り明確に考えてみてください。

審査にあたって評価する項目は、書類審査では「新規性・独創性」「真実性」「確実性」「表現力」「市場性」を、面接審査では「実行力」「誠実度」です。応募者は複数いますので、その中から選ばれることを意識して＜起業・ビジネスプラン＞を作成してください。

Q21 奨学生に望むことはどんなことですか。

A21 私たちは、奨学生が直ちに起業することを期待していません。奨学生となり、支援プログラムでの経験が、この先の人生でお役に立つことを望んでいま

す。数年間の実社会での経験を経て起業する、新規事業や第二創業にチャレンジするなど、さまざまな道があると考えています。

5 その他

Q22 第1期～第9期奨学生の応募状況を教えてください。

A22 第1期奨学生は応募総数27名中13名、第2期奨学生は応募総数38名中24名、第3期奨学生は応募総数55名中30名、第4期奨学生は応募総数64名中33名、第5期奨学生は応募総数41名中30名、第6期奨学生は応募総数64名中33名、第7期奨学生は応募総数53名中32名、第8期奨学生は応募総数52名中40名、第9期奨学生は応募総数64名中42名がそれぞれ採用されました。採用者の氏名、起業・ビジネスプランのタイトルとその概要は、当財団WEBサイトに掲載してありますのでご覧ください。

Q23 奨学生として採用された場合、氏名などは公表されるのですか。

A23 はい、氏名、所属、〈起業・ビジネスプラン〉のタイトルと概要については、財団WEBサイト等で公開することとしています。事業構想が盗用されるなどの問題が起きない程度に公開する内容をとどめるなどの配慮はしています。
本奨学金は、奨学金の給付だけでなく、起業家となる心の成長支援、奨学生間の将来にわたっての交流、コンプライアンスについての深い理解等を目的としております。その点をご理解の上、応募してください。

以 上